内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十八号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節　子ども・子育て本部（第五十二条―第五十五条）」を削り、「第八節」を「第七節」に、「第五十六条・第五十七条」を「第五十二条・第五十三条」に、「第五十八条―第六十条」を「第五十四条―第五十六条」に改める。

第一条中「八人」を「九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第二条中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号から第四十号までを二号ずつ繰り上げ、同条第四十一号中「第十四条第十二号」を「第十四条第十号」に改め、同号を同条第三十九号とし、同条中第四十二号を第四十号とし、第四十三号から第五十号までを二号ずつ繰り上げる。

第三条第一号中「内閣法」の下に「（昭和二十二年法律第五号）」を加え、同号ヌを削り、同号ルを同号ヌとし、同号ヲを同号ルとし、同号に次のように加える。

ヲ　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中㉖から㉘までを削り、㉙を㉖とし、㉖の次に次のように加える。

㉗　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

第三条第三号中㉚を㉘とし、㉛から㊱までを㉙から㉞までとし、㊲を削り、㊳を㉟とする。

第八条第六項中「十七人」を「十八人」に改める。

第九条第三項中「八人」を「七人」に改める。

第十四条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項中「三十八人」を「三十六人」に改める。

第四章第七節を削る。

第五十六条第一項中「一人」を「二人」に改め、第四章第八節中同条を第五十二条とし、第五十七条を第五十三条とし、同節を同章第七節とする。

第五章中第五十八条を第五十四条とし、第五十九条を第五十五条とし、第六十条を第五十六条とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日から令和五年五月三十一日までの間における改正後の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「二人」とあるのは、「一人」とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十九号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第六条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第百五号）の規定による法人等からの寄附の勧誘を受ける者の保護に関すること。

第七条第四号を削る。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。